



福岡医発第 612 号 (地)
平成 26 年 5 月 26 日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公印省略)

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、標記につきまして、文部科学省スポーツ・青少年局長より各都道府県教育委員会等に通知されるとともに、日本医師会を通じ、別添の通り本会にも通知が参りましたのでご連絡致します。

今回の改正は、児童生徒等の健康診断の検査項目等の見直しを行うとともに、職員の健康診断、就学時健康診断の様式等について変更が行われたものです。

児童生徒等の健康診断においては、近年における児童生徒等の健康上の問題の変化、医療技術の進歩、地域における保健医療の状況の変化などを踏まえて、検査の項目並びに方法及び技術的基準（第 6 条及び第 7 条関係）において、

- ・検査項目から座高検査を削除すること。
- ・奇声虫卵の有無の検査を削除すること。
- ・「四肢の状態」を必須項目として加え、四肢の状態を検査する際には、四肢の形態及び発育並びに運動器の機能の状態に注意すること。

を規定することが挙げられています。

また、職員の健康診断、就学時健康診断の様式については、最近における状況や予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）の改正を踏まえ、職員の健康診断の方法及び技術的基準（第 14 条関係）、就学時健康診断の様式（第一号様式関係）等が改正され、他、保健調査（第 11 条関係）に関して、学校医等がより効果的に健康診断を行うために実施時期が定められました。

詳細につきましては、別紙文科省通知をご参照ください。

改正後の規定の施行期日については、職員の健康診断及び就学時健康診断票に係る改正規定は平成 26 年 4 月 30 日、児童生徒等の健康診断に係る改正規定等は平成 28 年 4 月 1 日とされています。そのため、本年でも 4 月 30 日以降に実施される職員の健康診断では、改正後の規定である、水銀血圧計以外の血圧計の利用、及び胃の検査方法について、胃部エックス線検査に加え、医師が適当と認める方法に拠る検査が可能となります。（※ただし、市町村教育委員会との契約において上記等の項目が定められている場合、契約の更改が必要な可能性があります。）就学時健康診断票の予防接種の欄に Hib 感染症と肺炎球菌感染症の項目が追加されたことについては、次回の就学時健康診断より新様式が使用されることとなります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の学校医の先生方へご周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(地Ⅱ20)
平成26年5月7日

都道府県医師会
学校保健担当理事 殿

日本医師会常任理事
道 永 麻 里



学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について
(周知依頼)

平素より学校保健の推進につきご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、今般、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（平成26年文部科学省令第21号）」が公布されたことに伴い、文部科学省スポーツ・青少年局長より、各都道府県教育委員会等に通知され、本会に対しても周知依頼がございました。

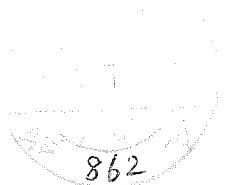
今回の改正は、近年における児童生徒等の健康上の問題の変化、医療技術の進歩、地域における保健医療の状況の変化などを踏まえ、児童生徒等の健康診断の検査項目等の見直しを行うとともに、職員の健康診断、就学時健康診断の様式等について、最近における状況や予防接種法（昭和23年法律第68号）の改正を踏まえた結果を反映することを趣旨として行われたものです。

改正の概要として、児童生徒等の健康診断においては、検査の項目並びに方法及び技術的基準（第6条及び第7条関係）において、検査項目から座高検査を削除すること、寄生虫卵の有無の検査を削除すること、また、「四肢の状態」を必須項目として加えるとともに、四肢の状態を検査する際には、四肢の形態及び発育並びに運動器の機能の状態に注意することを規定することが挙げられております。

また、保健調査（第11条関係）に関して、学校医等がより効果的に健康診断を行うために実施時期が定められ、また、職員の健康診断の方法及び技術的基準（第14条関係）、就学時健康診断の様式（第一号様式関係）等が改正されております。

なお、改正後の規定の施行期日については、職員の健康診断及び就学時健康診断票に係る改正規定は公布の日、児童生徒等の健康診断に係る改正規定等は、平成28年4月1日とされております。

つきましては、貴会におかれましては御了知のうえ、関係郡市区医師会並びに会員各位にご周知下さいますようお願いいたします。



事 務 連 絡

平成26年5月2日

公益社団法人日本医師会 御中

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について

平素より大変お世話になっております。

このたび、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（平成26年文部科学省令第21号）」が公布されたことに伴い、各都道府県教育委員会等に別添のとおり通知しましたので、内容を御了知の上、貴会会員方に対し本件につき周知くださいますようお願いいたします。

【本件連絡先】

文部科学省スポーツ・青少年局

学校健康教育課 保健指導係

電話 03-5253-4111（内線2918）

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各国公立大学長 殿
各国公立高等専門学校長
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省スポーツ・青少年局長
久保 公 人



学校保健安全法施行規則の一部改正等について（通知）

このたび、別添のとおり、「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（平成26年文部科学省令第21号）」が公布され、職員の健康診断及び就学時健康診断票に係る改正規定については同日に、児童生徒等の健康診断に係る改正規定等については平成28年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨及び概要は下記のとおりですので、改正の目的等に照らし健康診断の適正な実施等を図られるようお願いいたします。

また、各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、それぞれ所轄の私立学校、域内の市町村教育委員会及び所轄の学校設置会社の設置する学校に対し、本件につき御周知くださいますよう併せてお願いいたします。

記

I 改正の趣旨

近年における児童、生徒、学生及び幼児（以下「児童生徒等」という。）の健康上の問題の変化、医療技術の進歩、地域における保健医療の状況の変化などを踏まえ、児童生徒等の健康診断の検査項目等の見直しを行うとともに、職員の健康診断、就学時健康診断の様式等について、最近における状況や予防接種法（昭和23年法律第68号）の改正を踏まえた結果を反映するため、改正を行うものであること。

II 改正の概要

1 児童生徒等の健康診断

(1) 検査の項目並びに方法及び技術的基準（第6条及び第7条関係）

ア 座高の検査について、必須項目から削除すること。

イ 寄生虫卵の有無の検査について、必須項目から削除すること。

ウ 「四肢の状態」を必須項目として加えるとともに、四肢の状態を検査する際は、四肢の形態及び発育並びに運動器の機能の状態に注意することを規定すること。

(2) 保健調査（第11条関係）

学校医・学校歯科医がより効果的に健康診断を行うため、保健調査の実施時期を、小学校入学時及び必要と認めるときから、小学校、中学校、高等学校及び高等専門学校においては全学年（中等教育学校及び特別支援学校の小学部、中学部、高等部を含む。）において、幼稚園及び大学においては必要と認めるときとすること。

2 職員の健康診断

(1) 方法及び技術的基準（第14条関係）

ア 血圧の検査の方法について、水銀血圧計以外の血圧計が利用できるよう改めたこと。

イ 胃の検査の方法について、胃部エックス線検査に加えて、医師が適当と認める方法を新たに認めるよう改めたこと。

3 就学时健康診断（第一号様式関係）

予防接種法の一部を改正する法律（平成25年法律第8号）が平成25年4月1日より施行されたことを受けて、第一号様式（就学时健康診断票）の予防接種の欄に、H1b感染症と肺炎球菌感染症の予防接種を加えたこと。

4 その他

用語の整理及び専修学校の準用規定等について所要の改正を行ったこと。

5 施行期日（附則関係）

改正後の規定の施行期日を、職員の健康診断及び就学时健康診断票に係る改正規定については公布の日、児童生徒等の健康診断に係る改正規定等については平成28年4月1日としたこと。

Ⅲ 改正に係る留意事項

1 身長曲線・体重曲線等の活用による発育の評価について

座高の検査を必須項目から削除したことに伴い、児童生徒等の発育を評価する上で、身長曲線・体重曲線等を積極的に活用することが重要となること。

2 寄生虫卵の有無の検査の必須項目からの削除に伴う留意事項について

寄生虫卵検査の検出率には地域性があり、一定数の陽性者が存在する地域もあるため、それらの地域においては、今後も検査の実施や衛生教育の徹底などを通して、引き続き寄生虫への対応に取り組む必要があること。

3 改正に伴う補足的事項の改正及びマニュアルの改訂について

文部科学省においては、今回の改正に係る健康診断の適切な実施の確保を図るため、「児童、生徒、学生、幼児及び職員の健康診断の方法及び技術的基準の補足的事項について」（平成6年12月8日付け文体学168号文部省体育局長通知別紙）を改正するとともに、「児童生徒の健康診断マニュアル（改訂版）」（財団法人 日本学校保健会）を改訂し、追って送付する予定であること。

IV その他健康診断の実施に係る留意事項

1 児童生徒等の健康診断の目的・役割について

児童生徒等の健康診断には、家庭における健康観察を踏まえ、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて、疾病をスクリーニングし、児童生徒等の健康状態を把握するという役割と、学校における健康課題を明らかにすることで、健康教育の充実に役立てるという役割があることに留意すること。

2 色覚の検査について

学校における色覚の検査については、平成15年度より児童生徒等の健康診断の必須項目から削除し、希望者に対して個別に実施するものとしたところであるが、児童生徒等が自身の色覚の特性を知らないまま卒業を迎え、就職に当たって初めて色覚による就業規制に直面するという実態の報告や、保護者等に対して色覚異常及び色覚の検査に関する基本的事項についての周知が十分に行われていないのではないかという指摘もある。

このため、平成14年3月29日付け13文科ス第489号の趣旨を十分に踏まえ、①学校医による健康相談において、児童生徒や保護者の事前の同意を得て個別に検査、指導を行うなど、必要に応じ、適切な対応ができる体制を整えること、②教職員が、色覚異常に関する正確な知識を持ち、学習指導、生徒指導、進路指導等において、色覚異常について配慮を行うとともに、適切な指導を行うよう取り計らうこと等を推進すること。特に、児童生徒等が自身の色覚の特性を知らないまま不利益を受けることのないよう、保健調査に色覚に関する項目を新たに追加するなど、より積極的に保護者等への周知を図る必要があること。

3 事後措置について

健康診断の結果、心身に疾病又は異常が認められず、健康と認められる児童生徒等についても、事後措置として健康診断の結果を通知し、当該児童生徒等の健康の保持増進に役立てる必要があること。

【本件照会先】

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課企画調整係
TEL：03-5253-4111（内線4950）
FAX：03-6734-3794
e-mail：gakkoken@mext.go.jp

○文部科学省令第二十一号

学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十七条第一項及び第二項並びに学校保健安全法施行令（昭和三十三年政令第七十四号）第四条第一項の規定に基づき、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月三十日

文部科学大臣臨時代理

國務大臣 田村 憲久

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令

学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中、「体重及び座高」を「及び体重」に改め、同項第三号中「脊柱」を「背柱」に改め、「有無」の下に「並びに四肢の状態」を加え、同項第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、同条第三項第二号及び第三号中「及び第七条第六項」を「第七条第六項及び第十一条」に改め、同条第四項中「小学校の第四学年以上の学年並びに中学校、高等学校及び高等専門学校^{（以下略）}の全学年においては第十一号に掲げるものを」及び「第一号」を削り、「第十号及び第十一号」を「及び第十号」に改め、「第一号にあつては、座高に限る。」を削る。

第七条第二項中「及び、靴下」を「靴下」に、「両上肢」を「両上肢」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 前条第一項第三号の四肢の状態は、四肢の形態及び発育並びに運動器の機能の状態に注意する。第七条第六項中「この条」の下に「及び第十一号」を加え、同条第八項を削り、同条第九項中「寄生虫卵の有無の検査」を削り、同項を第八項とする。

第十一号中「小学校においては入学時及び必要と認めるとき、小学校以外の学校」を「小学校、中学校、高等学校及び高等専門学校においては全学年において、幼稚園及び大学」に改める。
第十四条第四項中「水銀血圧計を用い、聴診法で」を「血圧計を用いて」に改め、同条第六項中「胃部エックス線検査」の下に「その他の医師が適当と認める方法」を加える。
第三十条中「、第七条」の下に「同条第六項については、大学に関する部分に限る。」を加え、「小学校以外の学校」を「大学」に、「第七条第九項」を「第七条第八項」に改める。

第一号様式中	予 防 接 種		予 防 接 種		予 防 接 種	
	ポリオ 麻しん	BCG I 期・II 期 風しん	ポリオ 麻しん	BCG I 期・II 期 風しん	ポリオ 麻しん	BCG I 期・II 期 風しん
コ、破傷風)						
破、ジフテリア、破傷風)						
本菌炎 H i b 肺炎球菌						

附 則

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第十四条第四項及び第六項並びに第一号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照表

○学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（検査の項目） 第六条 法第十三条第一項の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。 一 身長及び体重 二 （略） 三 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態 四 十 （略） 十一 （削る） 十二 （略） 2 （略） 3 第一項第八号に掲げるものの検査は、次の各号に掲げる学年において行うものとする。 一 （略） 二 中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この条、第七条第六項及び第十一条において同じ。）の全学年 三 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この条、第七条第六項及び第十一条において同じ。）及び高等専門学校の第一学年 四 （略） 4 第一項各号に掲げる検査の項目のうち、小学校の第四学年及び第六学年、中学校及び高等学校の第二学年並びに高等専門学校の第二学年及び第四学年においては第四号に掲げるもののうち聴力を、大学においては第三号、第四号、第七号及び第十号に掲げるものを、それぞれ検査の項目から除くことができる。	（検査の項目） 第六条 法第十三条第一項の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。 一 身長、体重及び座高 二 （略） 三 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無 四 十 （略） 十一 寄生虫卵の有無 十二 （略） 2 （略） 3 第一項第八号に掲げるものの検査は、次の各号に掲げる学年において行うものとする。 一 （略） 二 中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この条及び第七条第六項において同じ。）の全学年 三 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この条及び第七条第六項において同じ。）及び高等専門学校の第一学年 四 （略） 4 第一項各号に掲げる検査の項目のうち、小学校の第四学年及び第六学年、中学校及び高等学校の第二学年並びに高等専門学校の第二学年及び第四学年においては第四号に掲げるもののうち聴力を、<u>小学校の第四学年以上の学年並びに中学校、高等学校及び高等専門学校の全学年において</u>は第十一号に掲げるものを、大学においては<u>第一号、第三号、第四号</u>

(方法及び技術的基準)

第七条 (略)

2 前条第一項第一号の身長は、靴下等を脱ぎ、両かかとを密接し、背、臀部及びかかとを身長計の尺柱に接して直立し、両上肢を体側に垂れ、頭部を正位に保たせて測定する。

3 (略)

4 前条第一項第三号の四肢の状態は、四肢の形態及び発育並びに運動器の機能の状態に注意する。

5 (略)

6 前条第一項第九号の心臓の疾病及び異常の有無は、心電図検査その他の臨床医学的検査によつて検査するものとする。ただし、幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。以下この条及び第十一条において同じ。)の全幼児、小学校の第二学年以上の児童、中学校及び高等学校の第二学年以上の生徒、高等専門学校の第二学年以上の学生並びに大学の全学生については、心電図検査を除くことができる。

7 (略)

(削る)

8 身体計測、視力及び聴力の検査、問診、胸部エックス線検査、尿の検査その他の予診的事項に属する検査は、学校医又は学校歯科医による診断の前に実施するものとし、学校医又は学校歯科医は、それらの検査の結果及び第十一条の保健調査を活用して診断に当たるものとする。

(保健調査)

第十一条 法第十三条の健康診断を的確かつ円滑に実施するため、当該健

、第七号、第十号及び第十一号に掲げるもの(第一号にあつては、座高に限る。)を、それぞれ検査の項目から除くことができる。

(方法及び技術的基準)

第七条 (略)

2 前条第一項第一号の身長は、たび、靴下等を脱ぎ、両かかとを密接し、背、臀部及びかかとを身長計の尺柱に接して直立し、両上肢を体側に垂れ、頭部を正位に保たせて測定する。

3 (略)

4 前条第一項第一号の座高は、背及び臀部を座高計の尺柱に接して腰掛に正座し、両上肢を体側に垂れ、頭部を正位に保たせて測定する。

5 (略)

6 前条第一項第九号の心臓の疾病及び異常の有無は、心電図検査その他の臨床医学的検査によつて検査するものとする。ただし、幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。以下この条において同じ。)の全幼児、小学校の第二学年以上の児童、中学校及び高等学校の第二学年以上の生徒、高等専門学校の第二学年以上の学生並びに大学の全学生については、心電図検査を除くことができる。

7 (略)

8 前条第一項第十一号の寄生虫卵の有無は、直接塗抹法によつて検査するものとし、特に十二指腸虫卵又は蟯虫卵の有無の検査を行う場合は、十二指腸虫卵にあつては集卵法により、蟯虫卵にあつてはセロハンテープ法によるものとする。

9 身体計測、視力及び聴力の検査、問診、胸部エックス線検査、尿の検査、寄生虫卵の有無の検査その他の予診的事項に属する検査は、学校医又は学校歯科医による診断の前に実施するものとし、学校医又は学校歯科医は、それらの検査の結果及び第十一条の保健調査を活用して診断に当たるものとする。

(保健調査)

第十一条 法第十三条の健康診断を的確かつ円滑に実施するため、当該健

康診断を行うに当たつては、小学校、中学校、高等学校及び高等専門学校においては全学年において、幼稚園及び大学においては必要と認めるときに、あらかじめ児童生徒等の発育、健康状態等に関する調査を行うものとする。

(方法及び技術的基準)

第十四条 (略)

23 (略)

4 前条第一項第四号の血圧は、血圧計を用いて測定するものとする。

5 (略)

6 前条第一項第六号の胃の疾病及び異常の有無は、胃部エックス線検査その他の医師が適当と認める方法により検査するものとし、癌その他の疾病及び異常の発見に努める。

79 (略)

(専修学校)

第三十条 第一条、第二条、第五条、第六条(同条第三項及び第四項については、大学に関する部分に限る。)、第七条(同条第六項については、大学に関する部分に限る。)、第八条、第九条(同条第一項については、学生に関する部分に限る。)、第十条、第十一条(大学に関する部分に限る。)、第十二条から第二十一条まで、第二十八条及び前条の規定は、専修学校に準用する。この場合において、第五条第一項中「六月三十日まで」とあるのは「当該学年の始期から起算して三月以内」と、第七条第八項中「学校医又は学校歯科医」とあるのは「医師」と、第九条第二項中「学校医その他の医師」とあるのは「医師」と、第十二条中「第五条」とあるのは「第三十条において準用する第五条」と、第十九条第二号、第三号及び第四号中「学校医その他の医師」とあるのは「医師」と、第十九条第五号及び第六号並びに第二十一条第一項中「学校医」とあるのは「医師」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 (略)

康診断を行うに当たつては、小学校においては入学時及び必要と認めるとき、小学校以外の学校においては必要と認めるときに、あらかじめ児童生徒等の発育、健康状態等に関する調査を行うものとする。

(方法及び技術的基準)

第十四条 (略)

23 (略)

4 前条第一項第四号の血圧は、水銀血圧計を用い、聴診法で測定するものとする。

5 (略)

6 前条第一項第六号の胃の疾病及び異常の有無は、胃部エックス線検査により検査するものとし、癌その他の疾病及び異常の発見に努める。

79 (略)

(専修学校)

第三十条 第一条、第二条、第五条、第六条(同条第三項及び第四項については、大学に関する部分に限る。)、第七条、第八条、第九条(同条第一項については、学生に関する部分に限る。)、第十条、第十一条(小学校以外の学校に関する部分に限る。)、第十二条から第二十一条まで、第二十八条及び前条の規定は、専修学校に準用する。この場合において、第五条第一項中「六月三十日まで」とあるのは「当該学年の始期から起算して三月以内」と、第七条第九項中「学校医又は学校歯科医」とあるのは「医師」と、第九条第二項中「学校医その他の医師」とあるのは「医師」と、第十二条中「第五条」とあるのは「第三十条において準用する第五条」と、第十九条第二号、第三号及び第四号中「学校医その他の医師」とあるのは「医師」と、第十九条第五号及び第六号並びに第二十一条第一項中「学校医」とあるのは「医師」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 (略)

第一号様式

就学時健康診断票

(略)	
予 防 接 種	ポリオ BCG 3種混合(百日咳 ^{せき} 、ジフテリア、破傷風) 麻しんⅠ期・Ⅱ期 風しんⅠ期・Ⅱ期 日本脳炎 <u>Hib</u> 肺炎球菌
(略)	

(注) (略)

第一号様式

就学時健康診断票

(略)	
予 防 接 種	ポリオ BCG 3種混合(百日咳 ^{せき} 、ジフテリア、破傷風) 麻しんⅠ期・Ⅱ期 風しんⅠ期・Ⅱ期 日本脳炎
(略)	

(注) (略)

今後の健康診断の在り方等に関する意見

平成 25 年 12 月

今後の健康診断の在り方等に関する検討会

学校における健康診断は、児童生徒等の健康の保持増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資するため、重要である。その内容については、平成 6 年に検査項目の大幅な改正が行われたものの、近年の児童生徒等の健康問題を踏まえ、今後の在り方について検討を行う必要性が指摘されたことから、本検討会が設置された。

平成 24 年 5 月から 9 回にわたり、専門的見地から広く今後の健康診断の在り方について議論を重ね、今後の健康診断の在り方等に関する意見を、以下のとおり取りまとめた。

文部科学省においては、本検討会の意見を踏まえ、学校の健康診断の在り方について、更に所要の検討を進め、適切な対応を図られたい。

I 学校の健康診断の総論について

1. 学校における健康診断の目的・役割

- 学校保健安全法では、学校における児童生徒等の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理について定めており、学校における健康診断は、この中核に位置する。また、学習指導要領においては、特別活動の中で健康安全・体育的行事として位置付けられており、教育活動として実施されるという一面も持っている。それらのことを踏まえると、学校における健康診断は、家庭における健康観察を踏まえ、学校生活を送るに当たり支障があるかどうかについて、疾病をスクリーニングし健康状態を把握するという役割と、学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てるという、大きく二つの役割がある。このことについて、学校関係者や保護者の間で、共通の認識を持つことが重要である。

- 一般に、疾病のスクリーニングでは、その検査のみで疾病の確定診断を行うことを目的とするものは少ない。特に、学校における健康診断においては、学業やこれからの発育に差し支えの出るような疾病がないか、ほかの人に影響を与えるような感染症にかかっていないかということを見分けることがスクリーニングの目的となる。そのような観点からは、学校における健康診断では、細かく専門的な診断を行うことまでは求められておらず、異常の有無や医療の必要性の判断を行うものと捉えることが適当である。なお、子供の健康課題は、発達段階に応じて異なる側面を持つため、その点についても留意する必要がある。また、特別な支援を要する子供たちが、適切に健康診断を受診できるように工夫していくことも、今後の大きな課題である。

2. 健康診断の実施体制

- 健康診断は限られた時間の中で行うため、より充実した健康診断にするに当たっては、事前の準備が重要である。校（園）長の指導の下、保健主事、担任、養護教諭が連携し、学校全体として健康診断に取り組むことが求められる。
- 学校医・学校歯科医がより効果的に健康診断を行うためには、担任や養護教諭等が事前に保健調査や学校生活管理指導表等で子供の健康状態を把握し、学校医・学校歯科医に伝えることが非常に重要である。家庭や学校の日常の様子など、健康診断の前に情報がまとまっていれば、学校医・学校歯科医としてよりの確な診察を行うことができる。また、健康に関する情報を保護者に提供してもらうことが、保護者の問題意識と学校の健康診断とをつなぐ大事な架け橋になるとともに、学校においても、本当に必要な情報が何であるかについて、認識を深めることができる。その際には、既に診断されている疾患についても、併せて情報を共有することが求められる。
- 健康診断の実施においては、感染症予防や、プライバシーが保護される状況を確保するための、環境整備が求められる。その一方で、学校医・学校歯科医による身体診察について、脱衣など診療上必要な事項は、プライバシーの保護という観点に配慮しつつも、子供や保護者の理解を求めていくことが必要である。安全で落ち着いた環境、そしてプライバシーが守られている中で、子供たちが安心して健康診断を受けられるようにすることが大事である。

3. 関係者の連携と事後措置

- 健康診断において、事後措置は非常に重要であるが、学校における健康診断においては、スクリーニングされても、その後、適切に医療につながっていないケースがある。学校保健安全法では、保健指導において、保護者に対して必要な助言を行うことが求められていることから、事後措置が適切に行われるような取組をすることが求められる。
- 歯科保健においては、実際に口の中が見えることを前提として、歯の状態に応じた磨き方や食物摂取の在り方等に関する指導を通じて、子供の自己管理能力を育てることができると、子供や保護者の健康教育にとって重要な役割を果たしている。その一方で、学校歯科検診では、むし歯だけではなく、歯周病、歯肉炎、顎関節や歯列咬合（しれつこうごう）なども留意することになっており、診るべき疾病が多様化している。現代の子供の口腔（こうくう）内の状態も大きく変わってきており、今後は、健康相談や保健指導の充実を図ることも課題である。
- 健康診断に関する一連の流れにおいて、校（園）長、保健主事、担任、養護教諭、学校医、学校歯科医、保護者等の関係者間の連携が重要である。特に、教育の専門家である教職員と、医療の専門家である学校医・学校歯科医との関係の構築が重要である。そのような体制の中で、健康診断やその後の事後措置等について評価し、次の改善に生かすという PDCA サイクルがうまく機能することが期待される。PDCA を実施するに当たっては、校（園）長、保健主事、担任、養護教諭、学校医、学校歯科医等を含めて、役割分担を明確化しておくことが求められる。
- 子供の健康診断の結果を踏まえて、学校全体の健康課題の分析や課題の抽出、それに対する取組、またその到達具合を検証するに当たって、学校保健委員会や健康相談の機能は重要である。学校、家庭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、地域等が連携して、健康課題に取り組んでいく必要がある。

4. 健康に関する情報

- 入学予定校において、就学時健康診断の情報が十分に活用されていないとい

う意見や、学校の健康診断の結果が卒業後に生かされておらず、貴重な健康情報が埋もれているという指摘がある。人生の各局面における健康情報は、一貫して管理され、個人に還元されることに意義がある。健康増進法に基づく指針においても、健康の自己管理の観点から、本人が主体となり健康手帳等を用いて健康診査の結果等の情報を継続させていくことが重要である旨が述べられている。健康に関する情報の重要性とともに、それを生涯にわたる健康情報として自ら活用することが非常に有効であるということについて、共通認識を持つ必要がある。

- 健康情報の取扱いについては、例えば健康手帳や、電子媒体による伝達等が考えられ、その内容については、発達段階に応じた項目や、既往症や予防接種履歴等に関する項目等が考えられる。
- 子供の健康情報の活用については、保護者との情報共有も重要である。個人情報保護に留意しつつ、将来にわたって子供の健康を守っていくためには、子供や保護者の理解を得ることが必要である。これにより、保護者の健康観を育成することや、将来にわたって子供と関係づくりをしながら健康の度合いを高めていくことなども期待される。

Ⅱ 学校の健康診断の各論について

1. 個別の健康診断項目

学校の健康診断の項目については、子供たちを取り巻く環境の変化や健康課題の変遷等を踏まえ、時代に応じて適宜見直していく必要がある。今回、特に見直しが求められている4項目について検討した。

(1) 座高

- 健康診断において計測したデータは、異常の発見や発育の評価によって、個々の子供に還元されるべきであり、身長曲線・体重曲線を作成し子供の成長を評価するなど、より積極的な対応が求められる。一方、学校の健康診断は、現状でもかなり厳しいスケジュールで行われていることから、効率化という観点も必要である。
- 座高については、発育の評価に有用という側面があるものの、現状ではほとんど活用されておらず、学校現場からは座高測定は不要であるとの声も多い。子供の成長を評価する上では、座高より身長曲線・体重曲線の方がより重要であることから、身長曲線・体重曲線の活用を推進することを前提とするならば、座高測定は省略可能と考えられる。

(2) 寄生虫卵

- 衛生状態の良い現代において、医学的・疫学的には、学校で寄生虫卵の検査をする意義はかなり乏しい。実際に、寄生虫卵の検査の検出率は極めて低く、ここ10年間、1%以下で推移している。また、学校現場からも、寄生虫卵の検査は不要ではないかとの声も多い。
- 現在、ほとんどの学校で、寄生虫卵検査としてぎょう虫卵検査を実施しているため、寄生虫卵検査を考えるに当たっては、ぎょう虫卵検査について検討することが妥当であるが、ぎょう虫は、通常の衛生教育で十分に対応できる病気とされている。現状の寄生虫の状態を鑑みると、手洗いや清潔の保持という基本的な衛生教育を引き続き徹底することにより、寄生虫卵の検査を省略してもよいと考えられる。

- しかしながら、寄生虫卵検査の検出率には地域性があり、陽性者が多い地域もある。それらの地域においては、今後も検査の実施や衛生教育の徹底などを通して、引き続き、寄生虫への対応に取り組むべきである。また、寄生虫についての基本的な知識をまとめた資料等が必要だと思われる。

(3) 運動器に関する検診

- 現代の子供たちには、過剰な運動に関わる問題や、運動が不足していることに関わる問題など、運動器に関する様々な課題が増加している。これらの課題について、学校でも、何らかの対応をすることが求められており、その対応の一つとして、学校の健康診断において、運動器に関する検診を行うことが考えられる。その際には、保健調査票等を活用し、家庭における観察を踏まえた上で、学校側がその内容を学校医に伝え、学校医が診察するという対応が適当である。そこで異常が発見された場合には、保健指導や専門機関への受診等、適切な事後措置が求められる。
- 運動器に関する検診の実施に当たっては、担任、保健体育の教諭、養護教諭、学校医等に対して、整形外科医等の専門的な立場から、研修等によって助言を得る機会を積極的に設けることが重要である。

(4) 血液検査

- 近年、子供の肥満や痩せ、生活習慣に関する課題が多く指摘されており、健康に対する意識の啓発などが求められている。それらについて、学校単独での取組には限界があるため、地域住民の理解を下地に、地域全体として健康教育に取り組むことによって、子供の健康により良い影響を与えることができる。
- 生活習慣病や鉄欠乏性貧血などの発見のために、血液検査を実施するという方法もあるが、血液検査を全国一律に学校で行うことは困難であるため、例えば、身体測定等を活用して健康教育を進めるという方法もある。ただし、身体測定や血液検査等によって、肥満や痩せ、検査値の異常などが指摘された子供に限らず、健康についての教育や指導は全員に必要とされる。現在でも生活習慣病についての教育は行われているが、今後、更にそうした取組を進めることが重要である。

2. 健康診断における各分野の課題

学校における健康診断は、大きく、身体全体、眼（め）、耳鼻咽喉頭、歯と口腔（こうくう）の領域に分けられる。今回、特に、眼（め）、耳鼻咽喉頭、歯と口腔（こうくう）の領域について、個別の分野が抱える課題を整理した。

（１） 眼（め）の領域

- 学校での健康診断において、色覚の検査が必須項目から削除されてから約10年が経過した現在、自身の色覚の特性を知らずに卒業を迎える子供が増加している。色覚による就業規制がある職業もあるため、子供たちが自身の色覚について知っておいた方がよい。色覚の検査については、保護者や本人の同意のもとで行うことが極めて重要であるが、中には、色覚に関する知識が乏しい家庭もあることから、色覚検査の基本的事項について、積極的な周知を図ることも必要ではないか。なお、実施体制については、学校医との相談の上、適切な体制を整えることが大事である。
- コンタクトレンズの不適切な使用により、眼（め）の感染症などのトラブルを起こすケースが増えている。就学期からコンタクトレンズを使用する場合も多いため、適切な使用法の周知が求められている。

（２） 耳鼻咽喉頭の領域

- 耳鼻咽喉頭領域は、高い専門性を有するため、その専門性にたけた医師が健康診断を行うことが適当。他方、医師不足等の問題も深刻であるため、学校所在地の医師だけでは対応が困難な地域もある。今後は、地域内にとどまらず、地域を超えての連携も重要な課題である。
- 耳鼻咽喉頭領域の検診では、鼻、耳、咽頭の検査以外にも、聴覚異常や言語異常などのコミュニケーション障害を発見するという可能性もある。耳鼻咽喉頭領域の検査は、子供たちが検査の指示にきちんと従うことが非常に重要であり、例えば、聴力や発語の検査など、子供自身の協力が必要不可欠である。そうした協力が得られにくい子供の検査については、特段の配慮が求められている。

(3) 歯と口腔（こうくう）の領域

- 歯科検診におけるむし歯や歯肉炎等の結果を踏まえ、歯と口腔（こうくう）の課題だけではなく、子供の健康そのものの保持増進を図るという取組が必要になってくる。すなわち、生活習慣病の予防という観点にも注目し、健康相談や保健指導と関連させながら、歯科検診の更なる充実を図ることが必要となる。歯科検診は、「疾病発見型のスクリーニング」ではなく「健康志向（健康増進）型のスクリーニング」であることに意義がある。
- 今後は、歯列咬合（しれつこうごう）及び顎関節についても大きな課題となってくる。これらは、「食べ物を取り込み、食べる」機能、「表情をつくり、話す」機能及び「運動を支え、体のバランスをとる」機能等に直接関わっており、生活の質に関係してくるため、学校歯科医はもちろん、教諭、養護教諭をはじめとする教職員にも、その重要性の共有が求められている。

3. いわゆる「学校病」について

- いわゆる「学校病」の制度は、法律上、感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病について定められており、具体的には、授業を受けられないほどに重い症状であるにも関わらず、医療にかかることができない子供に対しての援助という主旨で始まったと言える。そのように「学校病」が制定された当時と比べると、現在の子供の衛生状態等は飛躍的に改善していることから、「学校病」という制度自体を再考すべきという意見もある。しかしながら、「学校病」の制度を利用している子供が現に存在しているのであれば、現時点において制度の中止はすべきではないと考えられる。
- 現在「学校病」に指定されている疾病について、現状では、学習に支障を生じているとは想定しにくい疾病や、対象者が非常に少ない疾病も含まれるが、「学校病」として利用されている実態を考慮すると、現在指定されている疾病を削除することは望ましくないと考えられる。例えば、「学校病」で最も多い齲蝕（うし）については、現在では歯が痛くて授業を受けられないといった重い症状の子供は多くはないが、一方で、子供たちの中でいまだに患者が多い疾病であることを考えると、「学校病」から齲蝕（うし）を削除することは望ましくないとと言える。さらに、これらの疾病について、より具体的には、健康診断又は健康相談、保健指導などにおいて、学校医・学校歯科医その他の医師が疾病を診断した場合に、「学校病」の対象になるものとす

る。また、このような「学校病」の制度や主旨について、学校現場や医療関係者が正しく理解できるように、周知を図ることも重要である。

- 近年の子供たちにみられる生活習慣病などの健康課題の中には、授業を受けられないほどに重い症状であるという疾病は少なく、「学校病」の制度の主旨からすると、これらの疾病は「学校病」にはなじまないと言える。他方、これらの課題に対しては、学校として何らかの形で取り組むことが求められている。疾病によっては、学校生活管理指導表などで統一した対応を図っているものもあり、例えば歯周病や歯肉炎についても、そのような形での対応を検討することも一案。生活習慣が密接に関わるような疾病については、日々の生活の改善が重要であるため、その達成のための方策を探るべきである。

なお、子供たちの健康課題については、「学校病」に限らず、健康診断によって異常を指摘された場合には、まずは医療機関に適切につなげることが重要。きちんと医療機関を受診することや、その後も治療終了まで通院することなどが大事であることについての理解を得る必要がある。例えば、歯科保健に重点的に取り組むことで、子供や保護者の健康全体への関心が高まったという事例もあり、そのような取組を通して、子供や保護者の健康への意欲を高めていくことも大事である。